

第4号報告 サポートの会 活動規約改正について

規約条項	従前	改正後
(本会の構成) 第6条の2	サポーターは卒業した学科の部会に所属する。但し、第11条により、代表、副代表、監事は除く。	サポーターは卒業した学科の部会に所属する。但し、第5条の2で委嘱したサポーターの所属は委嘱先組織に置く。なお、第11条により、代表、副代表、監事は除く。
(役員) 第7条	(5) 総務部副部長 若干名	(5) 広報・情報室長 1名
	(6) 広報・情報室長、副室長 2名	(6) 部会長 1名
	(7) 部会長、副部会長 2名	(7) P J Tリーダー (以下「P J L」という) 1名
	(8) P J Tリーダー (以下「P J L」という)、P J T副リーダー (以下「副P J L」という) 2名	(8) 総務部副部長、広報・情報副室長、副部会長、P J T副リーダー (以下「副P J L」という) 若干名
(役員) の 選出) 第8条	(3) 総務部副部長は、1年目、2年目のサポーターの中から選出し、必要に応じて複数選出できる。	(3) 副部長、副室長、副部会長、副P J Lは、1年目、2年目のサポーターの中から選出し、必要に応じて複数選出できる。
(役員 会) 第14条	5. 議長は代表が行う。	5. 代表が必要と認めた場合、役員以外の会員に出席を要請し意見を求めることができる。
		6. 議長は代表が行う。

(令和 4年 3月10日 一部改正)